

2012年10月1日

独立行政法人 国際協力機構
理 事 渡 邊 正 人 殿

環境社会配慮助言委員会
委員長 村山 武彦

諮問（平成24年8月22日付 JICA(ER) 第8-22002号）に対する答申について

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2004年4月制定）2.4の規則及び環境社会配慮助言委員会設置要項第9項に則り、諮問「アフガニスタン国カブール首都圏開発促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）（「デサブ南地区開発事業 道路整備事業」含む）にかかる環境社会配慮におけるドラフトファイナルレポートについて、別紙のとおり答申いたします。
コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らい下さい。

アフガニスタン国

「カブール首都圏開発促進プロジェクト（技術協力プロジェクト）ドラフトファイナルレポート」
（「デサブ南地区開発事業 道路整備事業」含む）に対する答申

答申案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2012 年 9 月 21 日（金）14:00～16:32
- ・場所：JICA 本部（会議室：1 階 111 会議室）
- ・ワーキンググループ委員：田中委員、二宮委員、日比委員、村山委員
- ・議題：アフガニスタン国 「カブール首都圏開発促進プロジェクト（技術協力プロジェクト）ドラフトファイナルレポート」（「デサブ南地区開発事業 道路整備事業」含む）についての答申案作成
- ・配付資料：
 - 1) アフガニスタン国 カブール首都圏開発促進プロジェクト（技術協力プロジェクト） スコーピング案に対する答申及び対応結果
 - 2) アフガニスタン国 カブール首都圏開発計画促進プロジェクト デサブ南地区開発事業 道路整備事業 スコーピング案に対する答申および対応結果
 - 3) ENVIRONMENTAL IMPACT ASSESSMENT REPORT (Draft) FOR PARCEL-1 DEVELOPMENT
 - 4) Kabul New City Parcel-1 Project Resettlement Action Plan (Draft)
 - 5) Minutes of 2nd Round Parcel – 1 Stakeholder Meeting
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2004 年 4 月）
（助言委員会設置要項第 9 項に基づき、助言委員会が審査会に代わり報告を受ける）

全体会合（第 29 回委員会）

- ・日時：2012 年 10 月 1 日（月）14:30～17:34
- ・場所：JICA 竹橋合同ビル（8 階 研修室 8B）

上記の会合にて答申を確定した。

答申

全体事項

1. 本プロジェクトは、技術協力プロジェクトとして位置付けられ、実施機関による能力向上等の支援をその成果の一つとしていることから、ドラフトファイナルレポートではこれについて言及すること。その際、環境負荷の少ない都市やコンパクトシティ等の環境共生都市（エコシティ）の概念・計画手法等の研修について盛り込むよう検討すること。
2. 初期開発地区（Parcel-1）の EIA、RAP に基づいて、道路事業に対する資金協力の具体化について検討する際には、実施機関が、JICA 環境社会配慮ガイドラインの要件を満たした環境社会配慮を実施することを改めて確認するとともに、その取組内容について報告すること。
3. EIA の DFR2.2.3 に記載される”EIA interim procedure”は、どのように法的に担保されているのか記述すること。
4. 環境社会配慮分野に対して、ドナーが支援した既存事業を改めて確認し情報を追記すること。

自然環境（気候、生態系）について

5. カブールの年間降水量について、入手できる統計データの範囲で長期的な降水の傾向にも言及しておくこと。
6. EIA の DFR 表 4.7 に関してレッドリスト（絶滅危惧書等）は、計画地域（parcel-1）には存在しないとの記述があるが、その根拠（文献等）を明らかにすること。詳細データが不足する場合には、動植物・生態系の評価が限定的であり、一定の評価リスクを伴うことも明記すること。

地球温暖化への影響について

7. 将来の車両増加による大気汚染、温室効果ガス発生の増加等の対策として、自動車から公共交通へのモーダルシフトを段階的に進めるよう検討し、記述すること。
8. カブール首都圏全体で二酸化炭素排出総量が抑制されるような開発計画となっているか、あるいはそのようなコンセプトが含まれた計画であるか説明を加えること。

環境影響の評価及び緩和策について

9. 対象地区内の幹線道路の新設による影響がルートを特定した形で具体的に示されていないため、可能な限り影響を特定したうえで、環境社会面の緩和策を具体化すること。
10. EIA の DFR 表 5.1 の大気、水質、土壌汚染、廃棄物、騒音振動、地球温暖化の項目に関して、工事段階 - B に対して、供用段階 - B（土壌は評価なし = 汚染なし）との評価であるが、これらの供用段階評価に関して、再検討すること。
11. EIA の DFR 表 5.2 の大気、水質、土壌汚染、廃棄物、騒音振動、地球温暖化の項目に関して、交通系排出量に言及するだけでなく、供用時における民生・家庭部門、産業部門からの負荷排出についても記述すること。
12. Biota and ecosystem への影響緩和策として、低・灌木の代償的植樹が記述されているが、植樹計画における配慮事項を記述すること。また、植樹以外の緩和策が計画されていないか確認し説明を記述すること。
13. EIA の DFR 表 5.3 の大気、水質、土壌汚染、廃棄物、騒音振動、地球温暖化の項目の緩和策に

に関して、工事段階の対策だけでなく、供用時における対策の基本的考え方・方向性についても検討し、明記すること。

環境モニタリングについて

14. 大気、水質、騒音・振動のモニタリングの地点数の妥当性について言及し、場所を選定する際には、新設する幹線道路の位置を考慮すること。
15. 今後、貴重種が確認されれば、モニタリング計画に含めること。

社会配慮（非自発的住民移転、住民参加）について

16. 初期開発地区の開発に伴う非正規居住者を含めた被影響住民への影響緩和策については、相手国の意向を確認したうえで、JICA 環境社会配慮ガイドラインが遵守されるよう可能な限り支援すること。
17. 移転対象者の希望があれば、現在のコミュニティが保たれるような形で移転できるよう、DCDA に申し入れること。
18. これまでの協議で女性の参加があったかどうかを明記し、今後実施予定の協議において女性の参加を促す具体的な方策を検討すること。

以 上